

令和7年度 地質調査技士登録更新 CPD 記録簿の作成要領

※「地質調査技士」登録更新のご案内もあわせてご覧ください。

1. 登録更新の対象となるCPD

登録更新の対象となる CPD は、次の(1)～(4)に示す通りです。これに該当するCPD記録を所定の様式で整理し、報告してください。

(1)登録更新の対象となるCPDの取得期間

令和2年(2020年)12月1日～令和7年(2025年)11月30日 (5年間)

(2)必要なCPD単位数

保有する資格部門の数	必要なCPD単位数	備考
1部門	CPD112.5単位／5年間	例：現場調査部門のみ、または現場技術・管理部門のみを保有
2部門以上	CPD157.5単位／5年間	例：現場技術・管理部門と土壌・地下水汚染部門の2部門を保有

※コロナウイルスの影響による特別措置として、必要となる CPD 単位数を変更しています。

(参考) 通常の年における更新に必要な単位数

保有資格が1部門の場合：CPD125単位／5年間 保有資格が2部門の場合：CPD175単位／5年間

(3)CPDの内容(学習等の内容)

資格部門	CPDの内容
現場調査部門	<u>①地質調査、または、土壌・地下水汚染調査の技術や能力の向上に資する次の内容：</u> 1.倫理(職業倫理、技術者倫理等) 2.安全(安全基準、事故防止、化学物質の毒性等) 3.マネジメント手法(品質管理、工程管理、コスト管理、プロジェクト管理等) 4.地質調査の技術力や知識、経験等に資するもの
現場技術・管理部門	
土壌・地下水汚染部門	<u>上記①の CPD 単位</u> および <u>②土壌・地下水汚染調査の技術や能力の向上に資する次の内容を 45 単位以上／5年間</u> 1.環境関連の法令 2.化学物質 3.措置の種類や除去 4.汚染土壌の運搬や処理 5.公害 6.土壌・地下水汚染調査の技術力や知識、経験等に資するもの

※コロナウイルスの影響による特別措置として、必要となる CPD 単位数を変更しています。

(参考) 通常の年における土壌・地下水汚染部門の単位数

②土壌・地下水汚染調査の技術や能力の向上：50単位以上／5年間

(4)CPDの取得形態と年間上限、およびCPD単位(重み係数)について

報告していただくCPDは、その取得形態(プログラム内容)により年間の上限を下表の通り定めています。なお、本登録更新で定めるCPDの年間上限は、「土質・地質技術者生涯学習協議会」で定めるCPDの上限と比べて一部緩和して設定しています。

CPDの実施形態と時間重み係数の詳細については、「土質・地質技術者生涯学習協議会」または「公益社団法人日本技術士会」が示す指標を参照してください。(〈参考資料〉をご確認ください p.9、p.10、p.11)

地質調査技士の更新に係るCPD単位一覧表

令和7年4月 最新版

地質調査技士 で用いる区分	形態区分	形態項目	番号	内 容 *	区分 番号	CPD 重み係数	CPD 計算	CPD 上限	申請可能上限に ついて
①講習会の受講や講師、論文の発表・査読、発注者等外部組織からの表彰等	I 参加型	1. 講演・研修	I 1	GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、大学、関係学会(学術団体、公益法人を含む)、民間団体、企業が公式に開催するもの	I 1	1	1×H H:受講時間	-	上限なし
		2. 組織内研修	II 1	研修プログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの	I 2	1	1×H H:受講時間	30/年間	日本技術士会：30/年間 地質調査技士：30/年間
		3. 学会活動	VI 2	(1)国・地方公共団体、GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、学会等々の審議会・委員会・専門部会の委員として参加(年間を通じた活動であるもの) (2)学会の会誌購読	I 3 I 4	1 1	1×H H:会誌時間/年度 1×H H:購読時間/年度	30/年間 10/年間	日本技術士会：30/年間 地質調査技士：20/年間(こちらの上限が適用) 日本技術士会：10/年間(こちらの上限が適用) 地質調査技士：上限なし
	II 発信型	4. 論文・報告文	II 1	(1)GEO-Netの加盟団体、学協会、民間団体等が開催する技術発表会・講習会等での講演	II 1	5	5×H H:発表時間	-	日本技術士会：上限なし 地質調査技士：上限なし
				学協会等の公的機関主催 企業等主催	II 2	2	2×H H:発表時間	-	
			II 2	(2)講演会・技術発表会での研究発表(学協会主催)	II 3	5	5×件	-	
				(3)GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の掲載	II 4	40	40×件	-	
		5. 講師・技術指導	II 3	(4)GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読等	II 5	10	10×件	-	日本技術士会：30/年間(こちらの上限が適用) 地質調査技士：上限なし
				(1)GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、大学、学協会等の開催する研修会、講習会、技術説明会、シンポジウム、パネルディスカッションの講師等	II 6	5	5×件	-	
			IV 1	(2)小・中・高での理科教育の講師及び企業での研修会等の講師	II 7	3	3×H H:講演時間	30/年間	
			IV 2	(3)修習技術者等に対する具体的な技術指導(修習ガイドブック(日本技術士会)に示す「基本修習課題：専門技術力、業務遂行能力、行動原則」に該当するものに限り)及び大学等の非常勤講師	II 8	1	1×H H:指導時間	30/年間	
		6. 図書執筆	VI 4	出版物等、成果が明確なもの(翻訳を含む)	II 9	1	1×H H:執筆時間/件	30/年間	日本技術士会：30/年間(こちらの上限が適用) 地質調査技士：上限なし
				大学、研究機関等における研究開発・技術開発業務への参加、実務調査への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加	II 10	1	1×H H:参画時間/年度	30/年間	日本技術士会：30/年間(こちらの上限が適用) 地質調査技士：上限なし
④現場経験、資格取得	III 実務型	8. 資格取得	VI 1	(1)技術士、学位取得、応用地形判読士及び地質リスク・エンジニア (2)地質調査技士、地質情報管理士、RCOM、土木施工管理技士等	II 11	1	20×件	-	日本技術士会：上限なし 地質調査技士：10/年間(こちらの上限が適用)
			VI 2	政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得	II 2	10	10×件	-	日本技術士会：上限なし 地質調査技士：30/年間(こちらの上限が適用)
		9. 業務成果	V 1	公的な組織からのもの	II 3	20	20/件	-	日本技術士会：上限なし 地質調査技士：30/年間(こちらの上限が適用)
			V 2	企業上で技術的成果をあげ、グループ及び個人(本人)が表彰を受けた業務	II 4	10	10/件	-	日本技術士会：上限なし 地質調査技士：10/年間(こちらの上限が適用)
			V 3	(2)特許出願(発明者に限る)	II 5	40	40/件	-	日本技術士会：上限なし 地質調査技士：10/年間(こちらの上限が適用)
			V 4	(3)現場管理経験(主任技術者、現場管理人、掘削機長、物理探査班長等)	II 6	5	5/業務	10/年間	日本技術士会：10/年間 地質調査技士：10/年間
			V 5	(4)現場経験(一般調査員)	II 7	2	2/業務	10/年間	日本技術士会：10/年間 地質調査技士：10/年間
			V 6	(5)電子納品の実務経験	II 8	1	1/業務	10/年間	日本技術士会：10/年間 地質調査技士：10/年間
			V 7	(6)地質関連情報のデータベース化、BIM/CIMに関する実務経験	II 9	2	2/業務	10/年間	日本技術士会：10/年間 地質調査技士：10/年間
		10. 多様な自己学習	IV 6	(1)GEO-Netの加盟団体が認定するeラーニング	IV 1	1	1×H H:履修時間	30/年間	日本技術士会：30/年間 地質調査技士：20/年間(こちらの上限が適用)
			IV 8	(2)その他地質技術者のCPDに値すると判断されるもの	IV 2	0.5	0.5×H H:履修時間	-	

※各CPD単位一覧表はCPD記録簿にてご確認ください。

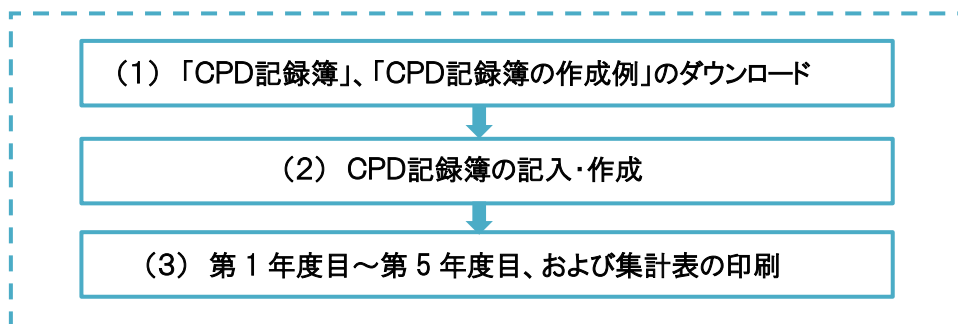
※各項目には「日本技術士会」で定められている年間上限に加え、地質調査技士の登録更新で定めるジャンルごとの年間上限もありますのでご注意ください。

該当する項目は色分けをしており、上表一番左「地質調査技士で用いる区分」をご確認ください。

①講習会の受講や講師、論文の発表・査読、発注者等外部組織からの表彰等	限度なし
②企業内における研修の受講や表彰	年30単位以内
③自己学習	年20単位以内
④現場経験、資格取得	年10単位以内
⑤委員会活動など	年20単位以内

2. 「CPD記録簿」の作成方法

CPD記録簿作成の流れは次の通りです。



作成方法の詳細は、次をご確認ください。

(1) 「CPD記録簿」、「CPD記録簿の作成例」のダウンロード

・CPD記録簿(Excel ファイル)およびCPD記録簿の作成例は、次の全地連ホームページのURLよりダウンロードしてください。 全地連HP <https://www.zenchiren.or.jp/event/detail/263>

・CPD記録簿は、ダウンロードいただいた所定の様式に基づき作成していただきます。なお、この様式以外で提出したCPD記録簿は受付いたしません。

(参考)

土質地質技術者生涯学習協議会のWEBサイト「ジオ・スクーリングネット」にてCPD記録を整理されている方は、CPD記録簿(全地連指定)に対応した Excel ファイル(csv)の出力が可能です。出力内容を切り取ってCPD記録簿(全地連指定)に張り付けてください。
他の認定機関でCPD記録を整理されている方は、CPD記録をCPD記録簿(全地連指定)の様式に入力し作成するなどして対応してください。

(2) CPD記録簿の記入・作成

・CPD記録簿(Excel ファイル)には、次の7種類のシートが用意されています。

1. 必ずご確認ください！説明シート(CPD単に一覧表等)
2. 必ずご確認ください！プログラム形態における特記事項など
3. 第1年度目 (2020年12月1日～2021年11月30日)
4. 第2年度目 (2021年12月1日～2022年11月30日)
5. 第3年度目 (2022年12月1日～2023年11月30日)
6. 第4年度目 (2023年12月1日～2024年11月30日)
7. 第5年度目 (2024年12月1日～2025年11月30日)
8. 集計表(編集不可)

こちらの2つの説明シートは
必ず確認してください！

Excel 画面 シートの表示イメージ

必ずご確認ください！説明シート(CPD単位一覧表等)

必ずご確認ください！プログラム形態における特記事項など

第1年度

第2年度

第3年度

第4年度

第5年度

集計表(編集不可)

各シートの記入・作成方法は次を確認してください。

「1. 第1年度目」～「5. 第5年度目」について

- ・各シートは、あらかじめ定めた1年単位でシートを分けており、CPD記録30件分／年間の入力欄を用意しています。
- ・CPD記録を入力の際は、CPDの取得日（終了年月日）に応じて年間30件以内で入力してください。また、CPD記録簿の表中の項目①～⑯の内容に従って入力してください。

注意するポイント

- ・各シートの行や列は絶対に削除しないでください。正しい計算がされなくなる可能性があります。
- ・必須項目欄は必ず入力してください。（CPD記録簿 表中の※印の項目）
- ・各年度シート左上に、年度ごとの取得期間を記載しています。終了年月日を取得日としてCPD単位を認めています。なお、終了年月日が該当期間内にあることを表中の「期間内チェック」欄で確認できます。期間内の場合は何も表示されず、期間外の場合には「×」が表示されます。

CPD記録簿の表に記入する項目、および内容の詳細な記入方法については、本作成要領 7 ページに示す、「CPD記録簿の項目・内容記入方法一覧表」をご確認ください。

「6. 集計表(編集不可)」について

- ・「1. 第1年度目」～「5. 第5年度目」で入力したCPD記録簿単位数が「①集計表」へ自動入力されます。
また、取得形態による上限の考慮がなされたCPD単位が「②再計表」へ出力されます。
- ・(図a)に示す赤枠に表示されたCPD単位数が、更新に必要なCPD単位数を満たしていることを確認してください。

注意するポイント

- ・必要なCPD単位数を満たしている場合でも、CPDの内容により登録更新の対象外と判断する場合があります。本作成要領の2ページに示す「地質調査技士の更新に係るCPD単位一覧表」により、登録更新の対象となるCPDを必ず確認してください。(CPD記録簿の参考シートにも当該一覧表を載せています)

(図a)

◆CPD記録集計表（単純集計）						
① 取得形態	CPD単位					
	合計	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1 講習会への参加，発表など	101.9	64.3	15.0	9.0	9.6	4.0
2 企業内研修等への参加など	64.5	12.5	11.0	35.0	4.0	2.0
3 自己学習	36.0	13.5	6.0	0.0	5.5	11.0
4 現場経験	62.0	25.0	4.0	3.0	10.0	20.0
5 委員会活動など	14.0	3.0	3.0	2.0	4.0	2.0
計	278.4	118.3	39.0	49.0	33.1	39.0
うち土壌・地下水汚染部門の単位	41.6	3	0	0	0	0
* 1 部門のみの資格更新に必要な単位数		CPD単位；コロナ対応				
* 2 部門の資格更新に必要な単位数						
※ 2 部門の資格をお持ちの方で、						
取得形態による上限を考慮した単位へ自動計算されます。						
◆CPD記録再計表（取得形態による上限を考慮）						
② 取得形態	CPD単位					
	合計	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1 講習会への参加，発表など	101.9	64.3	15.0	9.0	9.6	4.0
2 企業内研修等への参加など	59.5	12.5	11.0	30.0	4.0	2.0
3 自己学習	36.0	13.5	6.0	0.0	5.5	11.0
4 現場経験	37.0	10.0	4.0	3.0	10.0	10.0
5 委員会活動など	14.0	3.0	3.0	2.0	4.0	2.0
総計	248.4	103.3	39.0	44.0	33.1	29.0
取得形態による上限						
限度なし						
30 単位／年						
20 単位／年						
10 単位／年						
20 単位／年						

再計表の赤枠に出力されたCPD単位数が、更新に必要なCPD単位数を満たしているか確認してください。(現在はコロナ感染症を考慮した必要単位数に設定しています)

(参考) 1 部門保有: 112.5単位以上/5年間

2 部門以上保有: 157.5単位以上/5年間

土壌・地下汚水汚染部門の資格をお持ちの方は集計表の赤枠に出力されたCPD単位数が更新に必要なCPD単位数を満たしているか確認してください。

(参考) 45 単位以上/5 年間

(4) 「第 1 年度目」～「第 5 年度目」、および「集計表」を印刷

- ・「第 1 年度目」～「第 5 年度目」および「集計表」を、1 シートごとにA3横サイズで片面印刷してください。
印刷したものを申込書類の CPD 記録簿として提出してください。空白の用紙は提出不要です。

注意するポイント

- ・印刷の際は、入力した内容が全て表示されていることを確認してください。
- ・発注者・会社からの表彰を入力した場合は、必ず表彰状の写しを併せて提出してください。
- ・作成したCPD記録簿のデータは、更新手続きが完了するまで必ず手元に保管してください。

CPD記録簿の項目・内容記入方法一覧表

項目	報告の有無	記入内容
(登録番号・氏名) (登録部門数) (CPD 単位数) (対象部門)	必須	CPD 記録簿の第1年目の先頭には、登録番号・氏名、登録部門数、今回報告する CPD 単位の総数、また対象の部門を記入してください。記入のイメージは、「CPD 記録簿の作成例」を参考にしてください。
①番号		CPD 記録の記入の順番は、年度期間内で「⑧終了年月日」の古い順に記述してください。 ①番号は「CPD 記録簿」上で既に入力されているため、編集は不要です。
②主催者名	必須	CPDの取得形態に応じて、次の例に従い記入して下さい。 ・講習会の場合 → (主催者名)「〇〇〇〇連合会」 ・企業内研修の場合 → (会社名)「〇〇株式会社」 ・自己学習(技術書の講読など)の場合 → 「自己学習」 ・現場経験の場合 → (発注者名)「〇〇省〇〇地方整備局」「(元請)〇〇調査会社、(発注元)〇〇県※」 ※いわゆる下請けとしての現場経験の場合、元請と発注元を記入 ・委員会活動や講師などの場合 → (行事を主催した組織名)「〇〇協会」、「〇〇学会」など
③プログラム名	必須	CPD の内容に応じて、次を参考に記入してください。 ・講習会の場合 → プログラム名、あるいは講習内容のテーマ ・企業内研修の場合 → プログラム名、あるいは研修内容のテーマ ・自己学習の場合 → 学習した内容のテーマ ・現場経験の場合 → 業務件名 ・委員会活動や講師などの場合 → 検討議題名(検討内容)または講演プログラム名
④プログラム番号		講習会等の主催者が、プログラム番号を割り当てている場合はこちらに記入してください。
⑤教育分野 ⑥教育形態		ジョ・スクーリングネットの利用者は、CPD 記録を CSV 出力しますと、登録時の情報に基づきこれらの項目内容が表示されます。それ以外の方は、本作成要領の＜参考資料＞を参考にしてください。
⑦開始年月日	必須	講習会や自己学習などの実施期間(開始および終了の年月日)を西暦で「例:「2025/9/2」」の様に してください。
⑧終了年月日	必須	作成ポイント 現場経験による CPD の場合は工期を、資格取得や表彰受賞による CPD の場合は登録日・受賞日を記入してください。開始日と終了日が同じ場合は、それぞれの項目に同じ日付を記入してください。
⑨参加単位 ⑩単位 ⑪CPD単位	必須	取得した CPD 単位とその算出根拠(数量・単位)を記入してください。 小数点以下の端数が発生した場合、小数点第 2 位以下は四捨五入した上で、小数点第 1 位までを整理してください。 ただし、学協会など第三者の機関が発行した CPD 単位について、これに小数点以下の端数がある場合は、端数処理はせずにそのまま整理・報告してください。
⑫主催者証明	必須	CPD の取得証明書に相当する書類が手元にある方は、「○」を記入してください。 作成ポイント 取得証明書の有無は、登録更新の可否に直接影響する事はありません。ただし、取得した CPD の内容によっては、取得証明書の提出を求める場合があります。 作成ポイント 公的な組織または企業の代表者から受けた表彰におかれましては、必ず表彰状の写しもご提出ください。
⑬認定機関名	必須	CPD を付与した機関名を入力してください。 作成ポイント 自己学習の場合は「本人」、社内研修の場合は「勤務先」と記入してください。
⑭プログラム目標		(自由入力)
⑮プログラム内容	必須	取得した CPD の内容(学習・経験等の内容)を簡潔に記入して下さい。 また、CPDの内容が 土壌・地下水汚染調査分野の場合は、必ず、文頭に(土壌汚染)と記入 して下さい。 CPD記録簿上で「土壌汚染」の文言をカウントし、CPD単位を計上するため、漏れのないようご注意ください。 作成ポイント この項目は、更新対象の CPD であるかを判断する重要な項目となります。項目③の「プログラム名」でもって学習内容を判断するのが困難と思われる場合は、 <u>プログラム内容をより分かりやすく記入</u> してください。 作成ポイント 土壌・地下水汚染部門の資格を保有されている方の場合、 <u>(土壌汚染)</u> と記入したCPDが5年間で最低 35 単位 必要になります。
⑯CPD取得形態	必須	本作成要領の1. (4)に示すプログラム形態の5項目(①講習会の受講や～、②企業内における研修の受講や表彰、③自己学習、④現場経験、資格取得、⑤委員会活動など)の中から該当するものを1つ選択してください。 作成ポイント プルダウンより選択した上記の項目から自動集計されますので、誤った項目を選択されますと正しく集計されません。

CPD 記録簿作成 Q & A

Q1. CPD の単位数は、どこの団体が認定した CPD であっても同じ単位数で認められるのですか？(CPD 単位の相互承認)

A1. 建設系 CPD 協議会に加盟する団体が発行・認定した CPD 単位は原則、同じ単位数で取り扱うものとします。ただし、稀なケースでもって取得した CPD の場合は、ご本人に内容を確認の上、単位数を換算することがあります。

なお、建設系 CPD 協議会の加盟団体以外が発行した CPD 単位については、本要領の1.(4)で示した CPD 単位数の考え方をベースに CPD の単位数を判断します。

Q2. 自分の CPD 記録は、某団体が運営するシステムで管理しています。このシステムから CSV 出力した CPD 記録を、CPD 記録簿として提出しても良いですか？

A2. 出力した CPD 記録をそのまま CPD 記録簿として使うことはできませんが、システムから出力していただいた CSV データを加工・編集してご利用いただく事は可能です。

具体的には、CPD 認定団体が運営するシステムの多くは、登録した CPD の1件1件を CSV ファイル形式等で出力することができますので、そのデータを利用し、本更新制度の CPD 記録簿の体裁に合わせて内容の再配置を行い、不足した情報を書き加えるなどして CPD 記録簿を作成してください。

Q3. 報告する CPD 記録は、更新に必要な CPD 単位数の分だけを報告すればよいのですか？

A3. 報告いただく CPD 記録は、更新に必要な CPD 単位数よりも多めに報告いただくことをお勧めします。

過去に実施した CPD 記録簿の審査結果をみますと、申請者の大半は更新の対象外となる CPD 記録を多少なりとも記録簿に整理されています。このようなケースであっても、CPD 記録簿全体で必要な単位数を満たしている分には問題ありませんが、必要最低限の CPD 単位数を報告いただいた場合は前述のような判断・対処ができません。つきましては、更新対象と思われる CPD 記録は、できる限り報告していただくことをお勧めいたします。

Q4. CPD 記録簿の審査の結果、もし、更新条件が満たされていない(CPD 単位が不足)と判断された場合、資格は失効してしまうのでしょうか？

A4. もし、このようなケースが発生した場合、先ずはご本人に連絡の上、過去に CPD として認められる活動がないかをヒアリングします。ヒアリング後、それでも CPD 単位が不足となった場合、資格は失効となります。

なお、取得された CPD 単位が更新で必要とする最低限の単位数と同程度の場合、あるいは、CPD 記録の内容に不明・心配な点がある際は、事前に最寄りの地区協会にご相談いただくか、あるいは、従来の講習会受講形式による手続きを進めることをご検討ください。

Q5. 講習会等の受講証明書(CPD 証明書)は、更新手続きに必要ですか？

A5. 証明書は、通常の更新手続きの流れの中では必要としません。ただし、CPD 記録簿を審査の上、証明書の確認が必要と判断した場合は提出を求めます。

- Q6. 「CPD 単位の考え方」に沿って、自己学習や社内研修などの CPD 単位を計算したところ、小数点以下の端数が発生しました。この端数はそのまま報告すればよいのでしょうか？
- A6. 小数点以下の端数が発生した場合、小数点第 2 位以下は四捨五入した上で、小数点第 1 位までを整理してください。ただし、学協会など第三者の機関が発行した CPD 単位について、これに小数点以下の端数がある場合は、端数処理はせずにそのまま整理・報告してください。
- Q7. 報告する CPD は取得形態により年間限度が定められていますが、これは年間限度を超えた CPD 記録は記録簿に記入してはならないという意味でしょうか？
- A7. 年間限度を超えた CPD 記録も記録簿に記入して下さい。理由は(前述の A3)の通りです。ただし、審査の際は、年間限度でもって CPD 単位をカウントしますので、その範囲内で必要単位数を満たしているかを必ず確認してください。CPD 記録簿内の集計表シートに、上限を考慮した再計表がありますので、ご参考ください。
- Q8. 中小企業診断士の資格を取得しました。これは、登録更新の対象 CPD になりますか？
- A8. これは、対象外となります。本要領の 1. (3)で示したように、地質調査や土壌地下水汚染調査の技術や能力の向上に資する学習等で取得した CPD を対象としています。中小企業診断士の場合、これは企業経営の改善・向上に資するものであり、地質調査そのものの技術には関係しません。このような観点で判断してください。
- Q9. 業務経験で得た CPD の取得期間(開始年月日～終了年月日)は、登録更新で対象とする CPD 取得期間の始期日をまたがっています。CPD 記録として報告しても良いのでしょうか？
- A9. 業務経験や数日間にわたる講習会など一定の期間でもって取得した CPD の場合、CPD 記録簿の「⑧終了年月日」を CPD の取得日とみなし判断します。質問のケースの場合、登録更新の対象期間に該当します。
- Q10. 自分が取得した CPD 単位は、報告対象期間である 5 年間のうち、最近 3 年間のものに集中しています。報告する CPD 記録は、5 年間まんべんなく必要なのでしょうか？
- A10. その必要はございません。毎年〇〇単位以上の CPD が必要、といった条件は設けておりませんので、極端な例では 1 年間に取得した CPD 単位数でもって更新条件を満たすこともあり得ます。ただし、CPD 記録の報告は、CPD の取得形態によって年間限度を定めていますのでその点にはご注意ください。
- Q11. ボランティア活動による CPD 記録は、登録更新の対象となるのでしょうか？
- A11. CPD 記録の内容が、地質調査の技術や知識などの向上に資するものであれば対象となります。例えば、小学校で主催する「地面を掘って調べてみよう ～地下水、地震の揺れ～」といった見学会講師として活動した場合、または、豪雨災害等による瓦礫片付け等のボランティアは、地学学習や災害・防災の観点から登録更新の対象としております。一方、河川事務所が主催する河川敷の美化活動といった場合は、地質技術に関連するとは言い難いため、登録更新の対象外としております。

Q12. 土壌・地下水汚染部門の資格を保有する場合、その分野に関連したCPDが5年で最低 45 単位必要となっていますが、私の場合は 45 単位ありません。どうしたらよいでしょうか。

A12. このような場合は、講習会受講形式による更新手続きをご検討ください。

Q13. 私は複数の委員会に所属し活動を行っており、年間で合計 50 単位の CPD を取得しています。この場合はどこまで CPD の対象になるのでしょうか。

A13. 登録更新の対象となる委員会活動の CPD は、年間 20 単位を上限としています。複数の委員会で活動をしている場合も、合計 20 単位までが対象となります。

Q14. CPD ポイントに関する質問です。RCCM は入札時には技術士に準じる資格として評価されていますが、資格取得時の CPD ポイントは技術士と同じ 10 ポイントで良いのでしょうか？

Q14. RCCM、地質調査技士等の資格については 5 ポイントの計上となります。

なお、2023 年 4 月以降の記録については、1 件あたりの単位数が変更となっておりますのでご注意ください。

以上